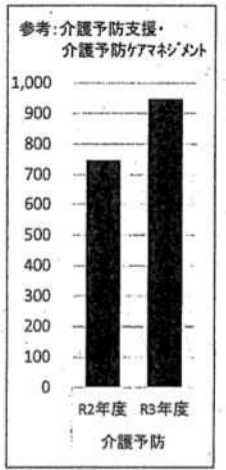
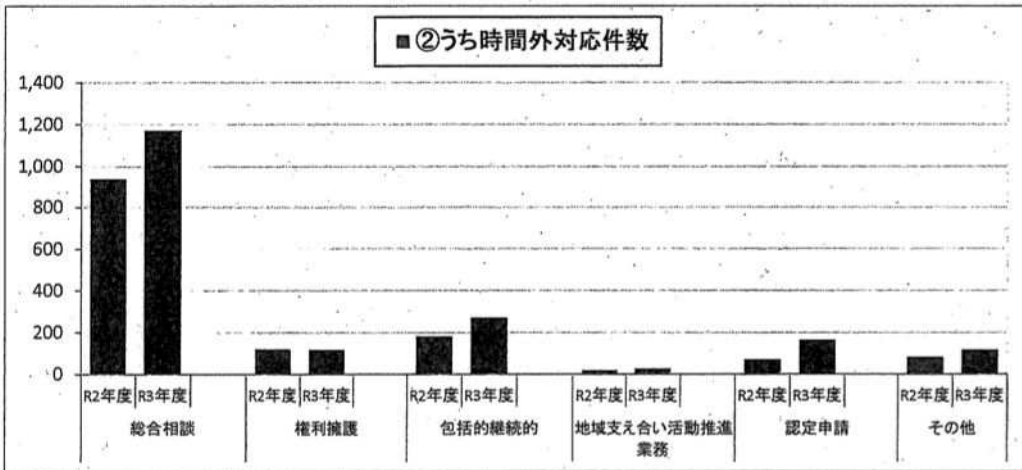
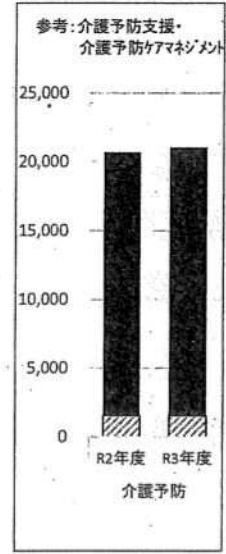
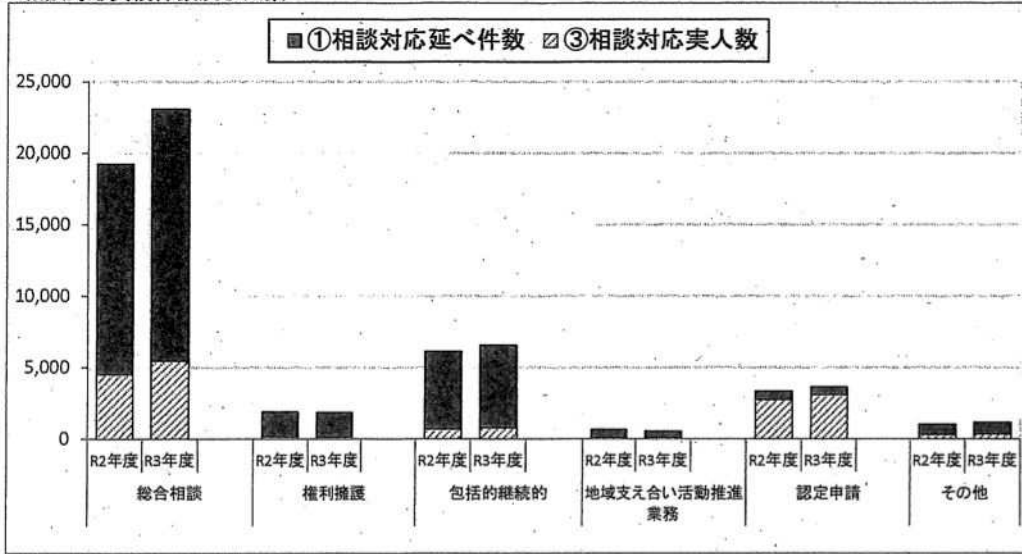


# 令和3年度 実績報告書(須磨区)

## 1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援					困難事例対応
電話	10,560	1,633	2,524	1,007	337	14	15,549	270	6	950	31	3,627	1,595	258	485	938	39,784
うち時間外対応	575	54	150	53	5	0	760	9	0	79	0	135	82	6	16	110	2,034
来所	1,789	155	335	112	70	42	714	25	0	165	3	254	176	39	1,093	76	5,048
うち時間外対応	70	6	23	6	4	2	21	0	0	7	0	7	3	0	31	2	182
訪問	1,917	139	394	1,117	105	100	3,778	67	0	112	4	205	278	100	1,836	101	10,253
うち時間外対応	94	6	22	47	7	5	130	0	0	9	0	10	16	5	101	2	454
その他	214	88	337	88	22	3	1,029	11	0	212	9	163	249	134	225	45	2,829
うち時間外対応	20	3	12	6	1	0	37	2	0	11	1	12	6	15	15	2	143
①相談対応延べ件数	14,480	2,015	3,590	2,324	534	159	21,070	373	6	1,439	47	4,249	2,298	531	3,639	1,160	57,914
前年度比	21%	12%	21%	26%	10%	-16%	2%	-32%	-14%	13%	-38%	5%	11%	-19%	9%	13%	9%
1圏域あたり(件)	1,810	252	449	291	67	20	2,634	47	1	180	6	531	287	66	455	145	7,239
②うち時間外対応件数	759	69	207	112	17	7	948	11	0	106	1	164	107	26	163	116	2,813
前年度比	19%	-23%	90%	40%	55%	-50%	27%	-70%	-	39%	-86%	82%	18%	37%	130%	41%	30%
1圏域あたり(件)	95	9	26	14	2	1	119	1	0	13	0	21	13	3	20	15	352
③相談対応実人数	3,454	400	619	652	197	132	1,575	37	1	67	21	628	146	79	3,083	355	-
前年度比	18%	17%	30%	51%	5%	-10%	0%	-21%	-67%	-14%	-45%	14%	5%	-7%	12%	22%	-
1圏域あたり(人)	432	50	77	82	25	17	197	5	0	8	3	79	18	10	385	44	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	3	1	2	0	1	7
実人数	3	1	2	0	1	7

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	30,119 件	-12.2%	3,764.9 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	15 件	-21.1%	1.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	30,082	3,575

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	16 件	77.8%	2.0 件
	参加人数	199 人	25.9%	24.9 人
	(内訳)協議体開催数	6 件	100.0%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	20 件	0.0%	2.5 件
	参加人数	87 人	-5.4%	10.9 人
自センター主催の会議等	開催数	46 件	91.7%	5.8 件
	参加人数	292 人	105.6%	36.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	106 件	30.9%	13.3 件
	参加人数	929 人	27.3%	116.1 人
行政等主催の会議等	開催数	351 件	16.2%	43.9 件
	参加職員数	458 人	17.4%	57.3 人
地域主催の会議等	開催数	314 件	46.0%	39.3 件
	参加職員数	472 人	33.7%	59.0 人
ケアマネ等研修会	開催数	9 件	125.0%	1.1 件
	参加人数	73 人	87.2%	9.1 人
介護リフレッシュ教室	開催数	25 件	0.0%	3.1 件
	参加人数	165 人	1.2%	20.6 人
運営推進会議	開催数	30 件	-28.6%	3.8 件
	参加職員数	31 人	-25.3%	3.9 人
研修	回数	252 件	88.1%	31.5 件
	受講職員数	332 人	74.7%	41.5 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	81 件	102.5%	10.1 件
	参加職員数	125 人	33.0%	15.6 人
他機関との連絡調整	件数	16,368 件	28.9%	2046.0 件



月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	51
センター名:	白川あんしんすこやかセンター

1. 相談対応案件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						権利擁護				地域・福祉 活動	高齢者 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	入所・ 退所相談 に関する 実務相談	介護保険 サービス	基 本 アセスメント	介護 保険 サービス	成年 後見制度	遺棄 対策	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	1,810	14	78	210	95	2	858	19	8	14	12	188	189	90	0	91	3,199
うち訪問対応	78	4	4	21	0	0	48	0	0	0	0	9	4	2	0	0	188
来所	177	7	10	3	11	8	20	1	0	0	1	11	2	112	0	0	291
うち訪問対応	21	0	0	1	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	14	1	44
訪問	200	0	9	481	27	31	227	4	0	1	0	12	27	12	273	23	1,603
うち訪問対応	51	0	4	15	4	3	25	0	0	0	0	1	0	2	65	2	182
その他	21	1	4	21	1	0	44	3	0	0	3	11	25	8	43	1	217
うち訪問対応	8	0	2	4	0	0	8	2	0	0	0	2	1	2	3	0	27
合計	2,001	22	104	825	104	29	904	24	8	15	15	212	242	87	520	121	5,410
うち訪問対応	190	4	10	51	5	3	92	2	0	0	0	12	5	8	62	0	429
実人数	774	18	92	549	89	29	428	13	1	5	8	108	77	72	92	92	2,842
うち新規人数	400	11	80	160	27	25	192	6	1	7	9	14	8	16	82	11	1,438

	ひきこもり	こども・若者 ケアラー
相談対応件数	0	0
実人数	0	0
うち新規人数	0	0
支援者と連携した実人数	0	0

2. 苦情件数(再掲)

	センター	入が おの 窓口	サービス 担当者	介護保険 制度全般	その他	合計
苦情件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

	開催数	参加人数	30
地域ケア会議	開催数	3	参加人数
(内数)協議件数を含むもの	開催数	2	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数
小地域支え合い連絡会	開催数	1	参加人数
行政等主催の会議等	会議数	31	参加職員数
地域主催の会議等	会議数	48	参加職員数
ケアマネ研修会	開催数	1	参加人数
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数
運営推進会議	開催数	3	参加職員数
研修	回数	46	受講職員数
住民主体活動の場方支援	参加回数	27	参加職員数
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,820	
(内数)ケース検討会	開催数	1	

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2,221	対象人数	6,709
(内数)介護予防普及 啓発に係るもの	回数	849	対象人数	2,220
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託先のうち 一人への委託 数	委託先のうち 新規数
手動給付	従来型	111	2	109	19	0	0
	簡易型	109	8	101	7	0	0
手動給付	セルフ型	0	0	0			
	介護予防支援	227	8	221	24	0	0
モニタリング	回数	5,758	サービス担当者会議	回数	868		

	IoTを活用した見守りサービス																
	利用者数 (当月末時 点)	「O」連携	「E」連携	確認不要 (事前に予 定確認等)	電話確認			訪問確認									
					対応不要	訪問必要	計	対応不要	不在	緊急対応	計						
ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
センサー	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	82
センター名:	名谷あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援					介護予防支援 介護予防ケア プランニング	権利保護					急病・相談 対応のフォロー アップ	退院準備 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 施設入居 に関する相談	高齢者 虐待相談	介護保険 給付サービス	遺言 作成サポート		成年 後見制度	障害 年金	高齢者 虐待 被害者 救済	急病・相談 対応のフォロー アップ	退院準備 対応						
電話	1,021	230	249	62	115	4	4,260	20	0	103	2	93	40	5	184	304	7,389
36時間対応	82	18	20	0	2	0	211	8	0	32	0	17	4	0	5	47	422
来所	200	20	58	14	19	9	225	3	0	0	0	13	0	2	183	22	792
36時間対応	2	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
訪問	84	12	42	131	25	28	1,300	5	0	0	3	8	5	4	209	25	1,889
36時間対応	1	0	1	1	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
その他	20	0	14	2	7	1	241	2	0	12	0	6	11	0	4	20	347
36時間対応	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
合計	1,225	230	304	220	187	40	5,620	48	0	123	8	120	58	11	590	381	10,407
36時間対応	87	18	24	1	2	0	223	8	0	33	0	18	4	0	5	47	450
実人数	878	154	191	109	117	38	3,231	0	0	30	5	82	20	10	488	254	8,545
うち新規人数	550	80	110	80	63	38	273	7	0	4	5	20	7	8	488	180	2,198

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えが社の窓口	サービス課	介護保険制度全般	その他	合計
苦情件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,814	対象人数	8,840
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,496	対象人数	8,387
緊急対応件数(事故対応等)	件数	10		

4. 介護予防ケアマネジメント

経費事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託中のうち同一法人への委託数	委託数のうち委託数
	従来型	138	8	130	19	1	0
基盤型	83	1	82	5	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予約給付	介護予防支援	220	8	220	47	0	1
モニタリング	回数	4,028	サービス担当会議	回数	838		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	40
(内数)協議件数確保を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	20
小地域支え合い連絡会	開催数	30	参加人数	306
行政等主催の会議等	会議数	64	参加人数	72
地域主催の会議等	会議数	20	参加人数	46
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	21
運営推進会議	開催数	3	参加人数	3
研修	回数	80	受講人数	89
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加人数	2
個別ケース対応に関する協議会との連携研修	件数	2,483		
(内数)ケース検討会	開催数	20		

	ひきこもり	こども・若者ケアラー
相談対応件数	1	0
実人数	1	0
うち新規人数	1	0
支援者と連携した実人数	0	0

	IoTを活用した見守りサービス													
	利用者数 (当月末時点)	「0」返信	「E」返信	確認不要 (事前に予定確認等)	電話確認		訪問確認							
					対応不要	訪問必要	計	対応不要	不在	緊急対応	計			
ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
センサー	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

57

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	53
センター名:	妙法寺あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症 対応	介護保険 利用サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度		障害 給付	高齢者 虐待	消費者 被害	虐待 被害						
電話	593	282	127	42	89	1	279	0	0	125	3	120	171	60	55	85	2,088
3ヵ月間対応	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	5
来所	205	24	85	4	13	7	29	2	0	10	0	21	20	3	144	14	929
3ヵ月間対応	2	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
訪問	125	28	42	25	16	16	215	3	0	18	1	12	85	7	209	15	823
3ヵ月間対応	1	2	2	3	0	0	0	0	0	2	0	1	7	0	2	0	20
その他	7	7	28	2	3	1	3	0	0	72	1	2	18	5	12	5	189
3ヵ月間対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
合計	944	321	202	74	91	25	622	11	0	232	5	155	291	65	421	119	3,048
3ヵ月間対応	3	4	5	3	0	2	0	0	0	4	0	1	8	0	3	1	35
実人数	817	187	130	48	91	24	400	7	0	91	2	100	90	46	200	84	2,208
うち新規人数	323	80	77	32	30	23	120	2	0	78	2	37	20	16	209	54	1,232

2. 苦情件数（再掲）

	センター	入所の 窓口	サービス事 業費	介護保険 制度全般	その他	合計
苦情数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	132	対象人数	1,269
(内訳)介護予防普及 啓発に該当するもの	回数	11	対象人数	248
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

社会事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託者のうち再 一人への委託 数	委託者のうち 新規数
	従来型	108	0	108	29	2	0
探索型	72	3	69	20	3	0	
セルフ型	0	0	0				
手続給付	介護予防支援	192	1	191	70	6	0
モニタリング	回数	2,599	サービス担当者会議	回数	269		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	25
(内訳)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	18
各センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	12
小地域支え合い連絡会	開催数	17	参加人数	140
行政等主催の会議等	会議数	44	参加員数	48
地域主催の会議等	会議数	23	参加員数	28
ケアマネ研修会	開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	22
運営推進会議	開催数	1	参加員数	1
研修	回数	13	受講員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	13	参加員数	10
個別ケース対応に関する協議会との連携回数	件数	838		
(内訳)ケース検討会	開催数	25		

	ひきこもり	こども・若者 ケアラー
相談対応件数	0	0
実人数	0	0
うち新規人数	0	0
支援室と連携した実人数	0	0

IoTを活用した見守りサービス												
	利用者数 (当月末時点)	「O」返信	「E」返信	確認不要 (事前に予定確認等)	電話確認			訪問確認				
					対応不要	訪問必要	計	対応不要	不在	緊急対応	計	
ガス	11	27	0	17	10	0	10	0	0	0	0	0
センサー	0				0	0	0	0	0	0	0	0

9









月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	57
センター名:	たかどりあんしんすこやかセンター

1. 相談対応案件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援							介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護					認知症対応 支援	地域 交流会 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入居・ 退居相談	認知症に 関する相談	実勢把握	介護保険 サービス	高齢 福祉サービス	高齢 福祉サービス		成年 後見制度	障害 者	高齢者 虐待	消費者 被害	認知症 対応					
電話	999	101	123	122	18	4	120	0	0	31	2	90	60	0	14	110	1,480	
うち訪問対応	48	1	8	7	0	0	10	0	0	8	0	8	14	0	10	24	138	
来府	80	4	7	14	3	1	7	1	0	0	0	8	3	0	103	3	231	
うち訪問対応	6	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	12	
訪問	87	10	24	25	10	10	84	1	0	4	0	8	31	0	191	9	512	
うち訪問対応	6	0	2	4	0	2	4	0	0	0	1	4	0	0	17	0	40	
その他	24	0	18	5	4	0	19	1	0	23	3	7	14	0	13	15	143	
うち訪問対応	0	0	1	0	0	0	1	0	0	8	1	0	1	0	2	2	18	
合計	730	116	162	198	26	15	227	3	0	50	5	111	124	0	301	124	2,398	
うち訪問対応	60	1	12	12	0	2	18	0	0	18	1	7	18	0	31	28	204	
実人数	449	50	78	71	27	11	100	2	0	23	2	48	24	0	312	77	1,282	
うち新規人数	300	29	41	30	22	11	90	2	0	9	2	28	10	0	207	68	889	

	ひきこもり	子ども・若者 ケアラー
相談対応件数	0	0
実人数	0	0
うち新規人数	0	0
支援室と連携した実人数	0	0

2. 苦情件数 (再掲)

	センター	えがね の窓口	サービス第 一窓口	介護保険 制度全般	その他	合計
件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	89	対象人数	4,895
(内訳)介護予防普及 啓発に該当するもの	回数	8	対象人数	116
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスの み	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託者のうち 一人一人の委託 数	委託者のうち 新規数
	従来型	88	0	88	18	0	0
	探索型	88	2	87	4	0	0
	セルフ型	0	0	0			
予約給付	介護予防支援	176	1	174	85	0	0
モニタリング	回数	3,879	サービス担当者会議	回数			311

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

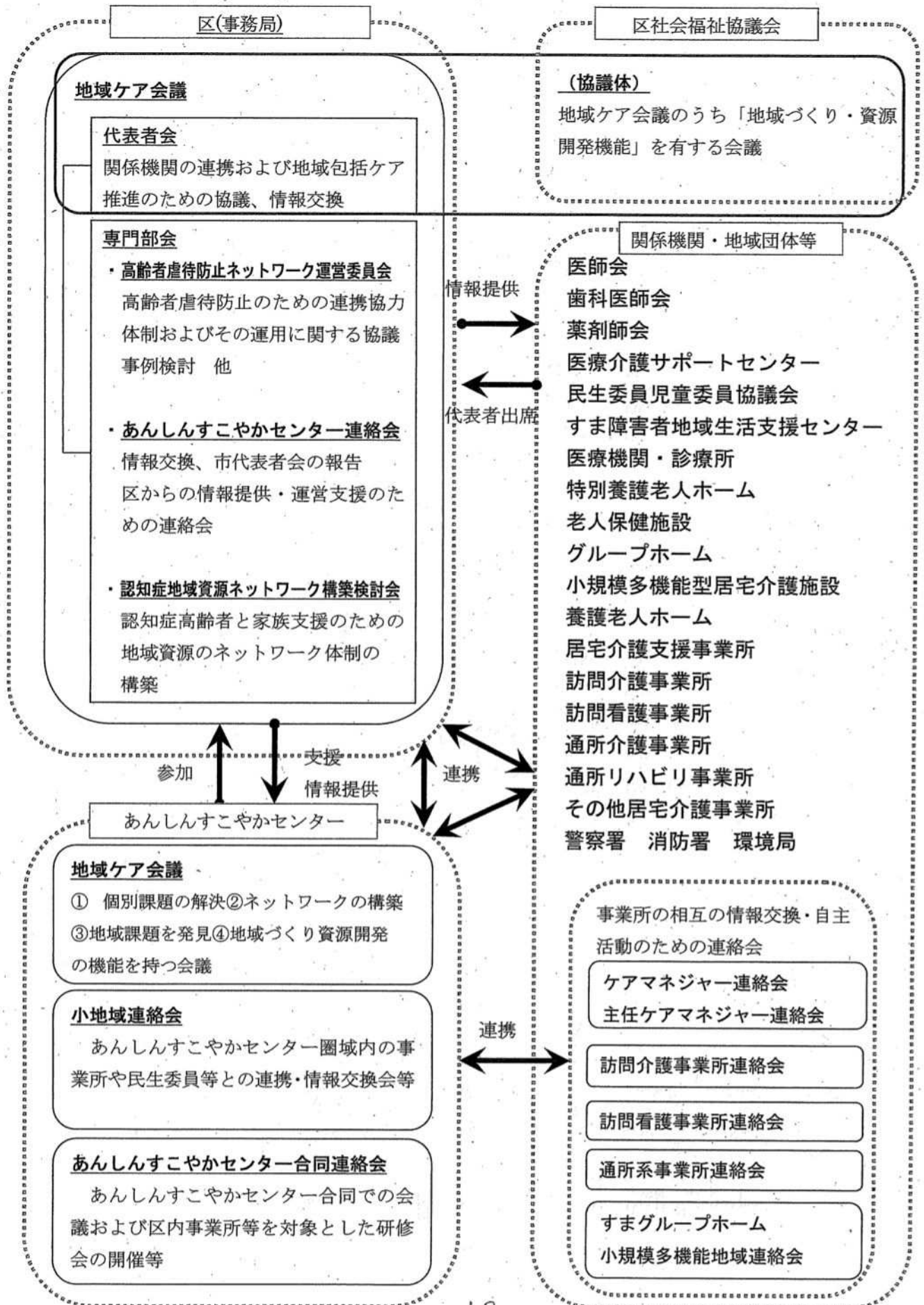
地域ケア会議	開催数	1	参加人数	18
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	4
自センター主催の会議等	開催数	3	参加人数	8
小地域支え合い連絡会	開催数	28	参加人数	193
行政等主催の会議等	開催数	31	参加人数	63
地域主催の会議等	開催数	31	参加人数	51
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	27
運営推進会議	開催数	5	参加人数	5
研修	回数	26	受講人数	46
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加人数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	483		
(内数)ケース検討会	開催数	3		

	ITを活用した見守りサービス											
	利用者数 (当月末時点)	「0」返信	「1」返信	確認不要 (事前に予 定確認等)	電話確認			訪問確認				
					対応不要	訪問必要	計	対応不要	不在	緊急対応	計	
ガス	12	41	0	2	39	0	39	0	0	0	0	0
センサー	0				0	0	0	0	0	0	0	0

10



① 須磨区における高齢者の保健・医療・福祉ネットワーク





14

名谷南	令和3年 11月2日13時 30～ 15時00	竜が台 地区	○			集合住宅における個別ケース事例検討	竜が台地域福祉センター	○	○	○								区社協	7				
名谷南	令和4年 2月1日 (コロナで延期)	竜が台地 区	○		○	集合住宅における見守り機能の再構築	竜が台地域福祉センター	○	○	○	○	○						医歯 薬	○	区社協			
名谷南	令和3年 11月18日 13時30分～ 15時	菅の台 地区				事例を通じ地域包括ケアシステムを住民で考察	菅の台地域福祉センター	○	○	○	○	○								区社協			
板宿	令和4年 2月	東須磨		○	○	コロナ禍における生活の課題などを通しての地域課題分析 共有 (住民アンケート結果のフィードバック ※ コロナ禍で中止	東須磨地域福祉センター	○	○	○	○	○	○	○									
板宿	令和3年 7月26日 13時30分～15 時	東部	○			高齢認知症ご夫婦の支援の方向性について	須磨区役所					○	○						神戸オレンジ システム 認知症研 究センター しんすてっ がほ	10			
板宿	令和3年 11月5日 11時～12時	板宿	○			独居認知症高齢者の支援について	須磨区役所					○							神戸あんし んサポート センター 須磨地区 支援課	5			
難宮	令和4年2月17 日 14時30分～16 時	高倉台	○		○	テーマ：地域の現状と「見守り」について 内容：独居で家族と疎遠になっている方の事例を用いて、それぞれができる支 援の内容や、情報共有を行う。	高倉会館	○			○	○	○						須磨区 協、しん すてっ がほ、区社協	22			
難宮	令和3年9月17 日 14時～17時	北須磨	○			テーマ：『住み慣れた北須磨地域で安心して住み続けるために』 内容：現在認知症が進行した状態の独居の方の個別事例。地域で生活していく 中で地域住民やサービス提供者、家族がどのようにかかわっていくのか話し合 う機会を設けた。	北須磨地域福祉センター	○				○							区社協	10			
たか とり	令和3年12月 23日 14時～ 15時40分	東部地区	○		○	テーマ： 新型コロナウイルス感染症により閉じこもり、認知症が進行した高齢者及び家 族に対して、早い段階で支援できる仕組みを考える	大黒地域福祉センター	○					○						歯科医師会 薬剤師会 医療介護サ ポートセン ター	○	警 消	区社協 須磨支 部 センター	21
西須 磨	令和3年 11月24日 13時30分～ 15時	西須磨 中部地区	○		○	民生委員等の方が日ごろ訪問活動される中で、地域におられる認知症のある高 齢者の対応で困ったことを共有する。	須磨の浦地域福祉センター	○											医師会 歯科医師会 薬剤師会			17	

(3) 令和3年度須磨区あんしんすこやかセンターの連絡会等の実施状況について

【あんしんすこやかセンター連絡会】

回数	内容	対象者(職種)
1回/月、計11回(1回はコロナにより開催せず)	あんしんすこやかセンターの活動報告、区からの情報提供、関係機関との連携、職種ごとの課題検討	職種ごとに開催(社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師看護師、地域支えあい推進員)

【認知症地域資源構築事業(認知症サポート研修・認知症高齢者への声かけ訓練など)】

センター名	内容(開催日)	参加者	参加数
離宮	認知症声かけ訓練(9月21日)	住民、ボランティア、あんしんすこやかセンター、区社協等	14名
名谷	認知症声かけ訓練(10月19日)	住民、ボランティア、あんしんすこやかセンター、区社協等	27名
板宿	認知症声かけ訓練(11月4日)	住民、介護事業所、あんしんすこやかセンター、区社協、警察署、行政等	21名
白川	認知症声かけ訓練(11月17日)	住民、ボランティア、あんしんすこやかセンター、区社協、行政等	20名

【地域ケア会議(区代表者会)】

開催日	おもな内容	参加者数
文書開催	コロナ禍における高齢者の社会性・心身機能の低下に対する取り組みを考える	32 名
	計	32 名

【須磨区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会】

コロナ禍により延期・中止

【ワーキング】

●認知症ワーキング

開催日	内容	参加者数
7月27日	・あんしんすこやかセンターからの情報提供 ・認知症対策担当より認知症支えあい制度について ・各センター間、認知症対策担当との意見交換	22 名
	計	22 名

●地域ケア会議ワーキング

開催日	内容	参加者数
8月12日	・代表者会「災害時対応のアンケート」について ・令和3年度地域の課題と取り組みについて ・令和2年度の地域ケア会議の課題の抽出 ・個別地域ケア会議(架空ではない事例)の実施について意見交換	14 名
	計	14 名

●通所連絡会

開催日	内容	参加者数
1月12日	・今までの取り組みについて確認 ・今後の取り組みについて (1)通所介護事業所で行う、大規模な集まり(研修会や情報交換会)等について (2)来期6月以降で研修会や情報交換会を行うとしたら、どんなテーマが良いか(アイデア出し)	7 名
	計	7 名





## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 51

あんしんすこやかセンター名： 白川あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜日から土曜日（祝日も含む）9：00～17：30 をセンター窓口開設時間とし、職員が相談業務を行う。日曜日と年末年始（12/31～1/3）及び開設時間外については、併設施設（特別養護老人ホーム）において24時間体制で連絡を受け必要時にはセンター職員に連絡が取れる体制をとっている。

### 2. 職員の配置について

専門的な知識を持つ看護師、社会福祉士2名、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、地域の相談窓口を担う。

又、支え合い推進員を加配し、シルバーハウジング生活援助員として週3回、シルバー住宅の高齢者を見守り訪問や相談支援を行っている。

更に、指定介護予防支援及び介護予防マネジメントのため、介護支援専門員を4名専任にて配置している。

### 3. 総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続してけるように、地域の相談窓口としてより一層の周知を図っていく。そのツールとして新しく今年度からセンター通信を発行し、広報を行う。センター通信を活用し、広く地域主催の活動や多世代が集まる地域行事において、センターの役割を広報していくとともに、地域の金融機関や商店などにも、顔が見える関係作りを行い、地域の相談窓口として役割を果たしていく。

又、高齢者の相談のみならず、ヤングケアラーや引きこもりの問題にも注視し、あらゆる相談が適切な機関へつないでいけるよう取り組んでいく。

センター内では、毎朝のミーティングでは相談内容や対応の共有を行い、切れ目のない対応が出来る体制を整える。4職種においては週に1回のペースで、対応ケースの進捗状況を共有・報告し対応方法を検討し、適切な支援につながるように対応していくとともに、月1回事例検討会を行い職員のスキルアップを図る。

### 4. 権利擁護業務について

その人らしく安心した生活が守られ尊厳が保持できるよう、様々な権利侵害等の行為に関する相談に対し適切に関り関係機関と連携して対応していく。

近年増えている消費者被害については、地域住民・関係機関にタイムリーな情報提供を行い注意喚起に取り組む。

高齢者虐待について予防の視点を持ち、早期発見・早期対応に繋がるように日頃から地域の事業所と相談しやすい関係を作りネットワークの強化に努めるとともに住民には広くセンターの役割を広報する。高齢者虐待マニュアルを遵守し、行政と速やかに連携し、適切な対応を行う。成年後見制度について、地域住民に制度の広報を行い、相談者には早期につなげていけるよう関係機関と連携を図っていく。又、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に成年後見制度に関連する研修会の開催をする。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所、医療機関、民生委員、自治会など、地域住民を支える関係機関と連携の強化を図る。

高齢者や家族のみに関わらず、支援者においても不安や困難な状況に置かれている現状を共有し対応していけるよう、相談しやすい関係を構築していく。

困難ケースにおいては、タイムリーに情報共有を行い、ケース会議や地域ケア会議につなげていく。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

その人らしい生活の実現に向けて適切なマネジメントを行い、利用者が自己決定できるよう様々な社会資源やサービスの提案を行い、予防給付や総合事業のみならず一般介護予防事業や地域の集いの場へつなげていく。

コロナウイルス感染の不安から、閉じこもりや外出を控えている高齢者が多くなり、体力低下や認知症・うつ病の発症リスクが心配されるため、感染予防に気を付けて地域に出向きフレイル改善について取り組んでいく。又、今年度は高齢化率が高い地域や集いの場が休止状態になっている地域・住民から声があがった地域でフレイル予防教室を開催する。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心に、感染予防を行い、地域の集いの場や地域行事に参加し、高齢者や地域の困りごとなど、住民の視点に立ち、地域の支援や取り組みにつなげていく。

コロナ禍において地域行事や集いの場が中止や休止を止むなくされてきているところが多い為、住民の声をキャッチ出来るように活動するとともに、感染予防対策を工夫して再開、立ち上げが出来るよう後方支援を行う。又、支援に繋がっていない高齢者の見守り活動について、4種で共有しやすいうようにデータ化することで、初動が早く確実に繋げられるように工夫する。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

「認知症の人にやさしいまちづくり」に向けて、本人や家族が安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援していく。介入が難しいケースはオレンジチームや関係機関と連携する。

認知症の理解を広める取り組みとして、コロナ禍でも状況をみながら必要性の高いところや住民の要望に合わせて、認知症サポーター養成講座の開催を目指す。

地域住民には、困っているかもしれない高齢者に気づき声をかけ合えることを目的に地域ケア会議等で住民の声を拾い、形に出来るように声掛け訓練を開催する。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や地域で活動しているボランティアの方に、電話や広報紙を通じて情報提供を行い、地域における見守り活動が負担なく行えるよう日頃から関係作りを行っていく。又、感染予防対策をしっかりと行い、出来る範囲で小地域連絡会を開催し、地域の取り組みや現状を共有し、今後の地域づくりへつなげていく。

防災の取り組みにおいては、防災訓練への参加と各地区で作成している防災マップの収集を行う。

#### 10. 医療機関との連携について

病院の地域連携室や開業医から情報提供や相談が寄せられるようになってきているため、今後もお互いの役割を尊重し、迅速に対応し、適切な支援へつなげていく。

#### 11. その他関係機関との連携について

須磨区内の8センターと連携し行政と情報の共有を行い、職種ごとの連絡会や研修会を開催し、専門性を発揮した取り組みにつなげていく。

圏域内のグループホーム2か所、小規模多機能サービス、定期巡回型サービス、地域密着型サービスの運営会議に参加し、連携を図るとともに地域の情報収集と情報提供を行っていく。

又、必要に応じて適切に認知症初期集中支援チームやこども・若者ケアラー相談支援室・引きこもり支援室と連携する。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報収集や情報提供に基づき、利用者や家族の意思決定がなされているか、正当な理由なく特定の事業所に偏っていないかなど、常に検証し公正かつ中立な運営に努める。

日頃から地域の事業所より情報収集を行い、利用者の利益が最優先され自己決定ができるよう業務を行っていく。個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い関係者以外に漏れることのないように法人マニュアルを遵守し業務に努める。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 52

あんしんすこやかセンター名： 名谷あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・平日と祝祭日（12/31～1/3を除く）の午前9時から午後5時まで相談窓口を開設し、開設時間外の夜間や休日等は管理者の携帯電話に転送される事により、24時間相談に応じる体制を取ります。
- ・相談者のニーズに応じて、通常の電話・訪問・来所以外にもメールによる相談・連絡も受け付ける等、柔軟に対応します。
- ・運営法人で須磨区2センター・長田区1センターを受託している事の強みを生かし、さらなる体制強化に努めます。

### 2. 職員の配置について

- ・職員は看護師2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、地域支え合い推進員1名、予防プランナー2名を配置しています。予防プランナーには主任介護支援専門員や社会福祉士の資格を有する職員を配置し、あんしんすこやかセンターと指定介護予防支援事業所いずれにおいても、それぞれの専門的知識や経験を活かしながら連携し相談対応に取り組みます。

### 3. 総合相談支援業務について

- ・センターが地域のワンストップサービスとして、地域に住む高齢者や住民の方の様々な相談を受け、適切な機関・制度・資源・サービスに繋ぎ支援を行います。
- ・地域主催の活動や行事において、センターに相談して頂けるよう、広報・周知活動を行います。
- ・医療機関や金融機関、行政機関、商店など地域高齢者を取り巻く各機関とも、顔の見える関係性の構築や必要時に連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援に努めます。
- ・高齢者が個々に抱える課題のほか、家庭問題を抱えるケース・家族では解決が難しい相談が増えています。高齢者個人のみならず家族支援にも注力し、高齢者本人と家族支援に取り組み課題解決を目指します。

### 4. 権利擁護業務について

- ・高齢者が尊厳を保ちながら地域で生活を送ることができるよう、権利侵害や不利益が生じないよう支援に取り組みます。また、そのような高齢者を発見した時には速やかに介入を行い権利侵害の状況が深刻化しないよう早期解決に向けた支援に努めます。
- ・高齢者虐待マニュアルを遵守し行政および各支援者・関係機関と連携を図り、高齢虐待事例の早期発見・早期対応に努めます。また、高齢者や地域住民に対し虐待予防の啓発を行います。
- ・コロナ禍や不安定な社会情勢により、消費者被害が増加しています。年々、手口も多様かつ

巧妙になってきているため、地域に向けタイムリーに情報提供と注意喚起を行います。

毎月発行するセンター通信に消費者被害情報や相談窓口を掲載し、未然に被害を防ぐ・被害が起きてでも最小限に止められるよう働きかけます。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントをケアマネジャーが実践できるようにケアマネジャー、医療機関、サービス事業所、行政機関、その他各関係機関との連携、在宅と施設との連携など、協働の体制作りやケアマネジャーに対する個別支援を行います。ケアマネジャーからの個別相談に対し、必要なサポートを行い、課題解決のために関係者が集まり協議する場に参加もしくは同行訪問等の支援を行います。また、適切な社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに活かせるように助言を行います。ケアマネジャー同士のネットワーク構築支援・専門性の向上のため、コロナ感染予防に注意し、ケアマネジャー連絡会を開催します。
- ・須磨区8センターと協働し須磨区全体のケアマネジャーの資質向上の貢献に努めます。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・本人の意向を尊重し、評価しやすい目標を共に考え設定します。状況にあった地域資源を提案し活用につなげ、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるようにマネジメントを行います。介護保険制度に捉われず、事業対象者の申請、フレイル改善通所サービスや地域拠点型一般介護予防事業等の資源・インフォーマルサービスの活用を促進し、介護予防の意識を持ってマネジメントに取り組みます。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・小地域支え合い連絡会を毎月定期的に開催し、高齢者やその家族などの情報交換を行います。地域支援者だけでは対応困難な場合は、同行訪問や行政・公的福祉サービス等へ繋ぎ連携を図ります。
- ・支援の必要性が高い高齢者（介入拒否・ゴミ屋敷・認知症や精神疾患・必要性はあるが医療や福祉など支援機関に一切繋がりが無い方）に対して定期的に見守り訪問活動を行い、必要な支援に繋がられるよう努めます。
- ・民生委員や友愛訪問ボランティアにも協力を得て「名谷あんすこ通信」を地域の高齢者に配布し、センターの広報啓発と共に介護予防・消費者被害や高齢者虐待の防止・感染症対策等の情報提供を行います。
- ・社会福祉協議会と連携を図りながら今後も地域に出向き、集いの場の立ち上げや、現在、活動している地域行事や事業が継続的できるよう支援に取り組みます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症、神戸モデルの広報や必要と思われる高齢者への活用を推奨し、認知症の早期発見・早期支援に繋がるように働きかけます。神戸市安心登録制度についても、相談内容により必要性があると判断したケースについて、本人・家族・ケアマネジャー等に推奨します。登録後も随時、状況確認を行い、ケアマネジャー等と連携をとるよう努めます。
- ・今年度も昨年に引き続き、「認知症高齢者声掛け訓練」を開催します。地域については昨年開

催し、好評だったH地区の継続開催を目指し他地区へ伝播できるよう取り組みます。

- ・地区診断において、認知症高齢者の相談が増えてきている為、認知症サポーター養成講座や認知症予防の啓発を行っていきます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員の定例会や地域行事、喫茶・給食会等の地域住民が集う場に参加し、地域との交流を図ることで地域が困っていることや悩んでいることを共有し、助言を行い適切な機関や制度、資源、サービスに繋ぎ継続的に支援を行っていきます。
- ・コロナ禍による活動縮小に伴い、見守りや地域活動について再構築できるよう協働して取り組みます。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・コロナ禍により受診を控える高齢者も増えてきています。高齢者の情報を医療機関と共有し病状の変化に備えて、医療機関との連携構築に努めていきます。
- ・医療や介護を必要とする高齢者に対して、適切な受療や介護保険の申請および支援サービス、インフォーマルサービスに繋げ、可能な限り在宅生活が継続できるように医療機関と連携を図ります。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ・ヤングケアラー、ひきこもり、障がい者、経済的困窮者等、複合的な課題を抱えるケースが増えています。福祉関係のみならず、医療、行政機関の各支援窓口や社会福祉協議会、障害者相談支援センター等と連携を図り、高齢者に限らず地域住民が安心して生活が送れるよう必要な支援や問題解決に取り組みます。
- ・高齢者の安否確認や見守りが適切に行えるよう、住宅管理組合や見守り協力事業者（郵便局・新聞社・銀行・個配や宅配業者等）とも連携し、必要時は警察・消防署と連携協力を図ります。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・あんしんすこやかセンターは介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正中立性の高い事業運営を行う必要があることを、常に意識して業務に取り組みます。
- ・自己選択および自己決定ができるよう、特定の事業所に不当に偏らないために、事業所一覧や複数の事業所情報・リーフレット等の提示を行い、適切な提案や助言を行います。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 53

あんしんすこやかセンター名： 妙法寺あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターにおける各種相談や緊急時の対応を、午前9時～午後5時まで（土、日、12月31日～1月3日を除く）の窓口での対応と併せて、土曜日、日曜日や夜間等の時間帯においても、管理者の携帯電話に転送されることにより、24時間相談に応じる体制をとる。また、土曜日、日曜日の窓口対応、訪問についても、相談者の状況に応じて、臨機応変に対応する。

### 2. 職員の配置について

センターで担うべき各種業務について必要な専門性を持った職員を配置し、他職種連携により高齢者等の在宅生活を支えるように努める。

また、指定介護予防支援事業者として、予防給付ケアマネジメントに必要な要員を確保する。

### 3. 総合相談支援業務について

ワンストップサービスの拠点として、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、相談者の立場に立ってフォローする。

①窓口に来られる方々の相談に応じるだけの受身の対応ではなく、既存のネットワークを強化するとともに、新たなネットワークを発見、構築することにより、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援と問題発生の防止に努める。

②各種地域行事への参加や広報誌の作成及びSNS等による情報発信により、「あんしんすこやかセンター」や各種サービス地域情報の周知に努める。

③M地区南東部の自治会と連携をとり、広報手段について検討する。

④Y地区にアプローチし、あんしんすこやかセンターや介護予防等の啓発活動を行う。

### 4. 権利擁護業務について

高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持できるように、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援をする。

① 高齢者虐待の早期発見・早期対応及び予防的な支援を行う。特にネットワークを活用して虐待防止の啓発を積極的に行う。

② 権利擁護の視点からの支援が必要と判断された事例に関しては、成年後見制度の利用や法に基づく対応をする。

③ 消費者被害の防止のため、機関紙の発行や地域の行事（ふれあい喫茶・給食会）参加を通じて啓発や情報提供を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ①地域ケア会議を通して、地域医療機関との連携を強化し、地域における医療、保健・福祉に関する問題や課題を話し合い、より包括的な地域支援を行う。
- ②研修会・事例検討会の開催等を通じて、介護支援専門員のネットワークを強める等、ケアマネジメントや問題解決の能力を高める。
- ③介護者への支援について現状や課題について情報共有し、対策を検討する。
- ④地域の情報や地域資源について、SNS等を通じてケアマネジャーに発信する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態になることを予防し、高齢者の自立した生活の支援を行う。

- ①地域の行事等に参加し、介護予防の啓発を行う。
- ②行事に参加しない人や地域とのつながりが薄い人への啓発活動を検討する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。地域の現状や課題を分析し、住民相互の見守りができるようなグループの結成などコミュニティづくりの支援を行う。

- ①M 地区で地域課題について話し合いを行い、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ①民生委員・友愛訪問グループを対象にした認知症に関する研修を開催する
- ②地域の中で認知症の支援がスムーズに行われるよう、地域との連携をはかる。
- ③Y 地区で認知症について理解をふかえめるため、認知症に関する研修を開催する。

9. 民生委員等地域との連携について

- ①民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。
- ②民生委員等、地域支援者を中心とした「小地域見守り連絡会」を開催する。
- ③自治会等の地域支援者にアプローチし、地域課題について話し合いの場をもつ。

10. 医療機関との連携について

エリア内の医療機関と円滑に情報交換を行う為のネットワーク構築に向け、日頃から連絡をとりあえる良好な関係づくりに努める。

- ① 須磨区の医師会や主治医、認知症サポート医と連携し、認知症早期発見、早期受診をすすめる。
- ②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント過程において、主治医や関係医療機関との連携を深めて情報の共有化を図る。
- ③医療機関と連携し、介護者支援や虐待防止等のチラシを掲示してもらう。



1 1. その他関係機関との連携について

①地域の商店街やスーパー等地域の生活に密着している機関と連携をはかり、高齢者支援の課題について情報を共有する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターが介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」としての視点から、公正・中立性を堅持して事業運営を行うよう、特定のサービス提供機関に偏ることなく広くできる限り多くのサービス提供機関と連携する。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：54

あんしんすこやかセンター名：名谷南あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターの相談対応窓口開設時間は、基本的には土日、年末年始を除く午前9時から午後5時ですが、土曜日はセンター職員が当番制で出勤し、急な来所への対応を行っています。夜間や休日等においても、電話転送にてセンター職員が24時間対応できる体制を確保します。コロナ禍でも地域の特性に応じた関りができるよう努めます。高齢化率の高い地域には、見守りの限界を住民へ周知し、高齢者が今すべきことが何であるかを考える機会が持てるよう支援します。また、虐待事案等で緊急的に保護が必要な場合は、可能な限り同一法人内の施設において対応できるよう連携を図ります。

### 2. 職員の配置について

当センターは、主任介護支援専門員2名、保健師1名、社会福祉士2名、地域支え合い推進員1名を配置します。また、圏域内高齢者数の増加に伴う介護予防プラン作成のため、介護予防支援計画に当たる介護支援専門員5名を配置します。センター職員全員での月次定例会議を月初めに行い、研修会の復講や地域資源情報の共有、事例検討会や業務改善の意見交換等による連携を図ります。さらに、4職種によるチームアプローチを強化するために、毎朝の申し送りや必要時の事例検討を実施し、専門職としての知識や技能の向上に努めます。

### 3. 総合相談支援業務について

高齢者が、住みなれた地域でその人らしい生活が継続できるよう、相談業務に取り組みます。地域の高齢者の身近な相談窓口として、相談内容に即した情報発信と、行政や医療機関等との連携やより良い援助策の提案に努めます。高齢者からの相談内容のデータ化と分析で、地域の特徴や課題、問題点を把握し、センター職員間で共有します。相談記録をもとに、支援経過の蓄積や地区診断での数値化及びグラフ化による比較を行い、フレイルや罹患疾病からの地域特性を割り出します。また、困難な相談ケースを抽出し、日常的に意見交換を行い、課題解決に向けた支援策に取り組むためのケース評価会議を月末に行います。

### 4. 権利擁護業務について

センター職員は、高齢者虐待防止法並びに権利擁護分野に関する理解を深め、自己研鑽に努めます。地域住民には、年金支給月毎の消費者被害防止の呼び掛けや広報活動を積極的に行い、地域力が高まるよう支援します。虐待防止ネットワーク委員会に出席し、圏域の介護サービス事業所や医療機関、区のあんしんすこやか係と連携を密にして、適宜、支援者会議を開催します。虐待の早期発見、再発予防に取り組む為にケアマネジャーやサービス事業所を対象とした権利擁護研修を開催します。また、事業所からの相談や連絡が容易に受け付けられるよう、緊急時でも対

応可能な体制作りを目指します。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

医療・福祉の連携や地域住民への支援、担当ケアマネジャーとの意見交換等、状況に応じて包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるよう努めます。圏域内及び委託先のえがおの窓口との連絡を密にするため、同行訪問や実態把握における共同作業を進めます。サービス担当者会議や、個別ケースの事例検討会には積極的に参加し、加算算定に伴う特定事業所主催の合同事例検討会等にも協力いたします。そして、センター主催の連絡会を随時開催し、助言や情報提供による支援者支援が行えるよう努めます。また、困難事例に関する支援の方向性を協議し、評価や振り返りの機会を持ち、支援策の軌道修正に取り組みます。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会や集い場への訪問活動、センターからの広報により、フレイル予備軍高齢者を把握し、積極的にフレイル予防に取り組みます。S地区でのフレイルイベントを開催し、高齢者の主体的な地域活動への参加を支援しながら、住み慣れた地域での生活が継続できるよう計画を検討します。ICFの考えに基づいたケアプランを作成し、地域社会資源の活用と介護予防の視点により、本人の望む暮らしの実現に向けた支援策を提案します。主治医との連携においても、積極的に文書等での相互伝達を強化します。また、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善の促進を図れるよう、関係機関との連携を深めます。地域行事や催しには参加者の固定化が進み、閉じこもりがちになる高齢者も多く存在するため、地域住民やえがおの窓口へインフォーマルサービス等の社会資源情報を適宜提示します。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できる地域構築に取り組みます。自治会、老人会等の地域団体やボランティア団体、ふれあいまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会等と密接な連携を図り、地域情報の共有や意見交換を行います。区社会福祉協議会と連携し、地域資源の開発や集い場作り、活性化に取り組みます。圏域内の民生委員定例会や地域団体の会議に出席し、地域の情報を得ると共に、当センターが主催する連絡会への参加を働きかけます。そして、R地区のコミュニティカフェから発展したフレイル体操教室を、実情に合わせて継続できるよう地域住民に協力します。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症神戸モデルの受診促進や、神戸安心登録事業の周知活動により、認知症高齢者が、住み慣れた地域で見守りのある暮らしが継続できるよう支援します。介護リフレッシュ教室を偶数月に開催し、認知症高齢者を介護する家族の疲弊や悩み事による負担の軽減を図ります。さらに、T地区での認知症サポーター養成研修やキッズサポーター養成研修を開催し、多世代に渡り認知症高齢者への見守り意識が高められる地域となるよう働きかけます。また、社会福祉協議会と連携し、研修受講者を対象にしたフォローアップ研修や地区単位での認知症高齢者声掛け訓練を開催し、予防知識の普及や早期受診の促し等、地域住民の意識改革に努めます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員、児童委員、友愛訪問グループ、自治会、ふれあいまちづくり協議会等と連携しながら、必要に応じて高齢者宅への同行訪問やケース検討会等での情報共有を図ります。小地域支え

合い連絡会や地域ケア会議による定期的な交流機会を活用し、要援護高齢者の実態把握や、地域住民主体の見守り体制が構築できるよう、センター職員も一緒に後方支援活動を続けます。民生委員欠員地区であるS地区、M地区での地区内編成を理解し、切れ目のない見守りができるようまた、地域で開催される食事会やお茶会、連絡会等には積極的に参加し、介護相談を受け付ける機会を増やすと共に、センターへの理解や協力が求められるよう顔の見える関係づくりに励みます。区社会福祉協議会やボランティア活動を続ける地域住民と協力し、地域福祉活動の繁栄や継続が維持できるよう支援します。

#### 10. 医療機関との連携について

病院から在宅への移行がスムーズに行えるよう、市内病院の地域医療連携室や患者支援室と連携し、高齢者の総合相談窓口としての役割を担います。センター機能の周知のために、医療機関への訪問や退院カンファレンスへの参加、病院関係者の実務実習等を受け入れ、良好な関係が築けるよう努めます。また、在宅生活での高齢者の疾病予防を図り、各医療機関の特色や情報の取得と収集に励みます。

#### 11. その他関係機関との連携について

行政、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療・保健・福祉各分野の関係機関、また、地域のインフォーマルサービスや地域団体等と円滑なネットワークを築き、連携を深めることで、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう努めます。また、地域住民へのコロナ関連の情報提供や、行政からの案内が適宜周知できるよう地域活動に参加します。フレイル予防に対する個別アプローチにも配慮し、来年度に向けたM地区でのフレイル予防への取り組み計画に着手します。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸市地域包括支援センター運営方針・実施要領に基づき、適正な事業運営に努めます。介護予防支援事業所職員は、一部の事業者に偏ることなくサービスが提供できるよう、各サービス機関の状況を随時把握すると共に、利用者や相談者の自己選択、自己決定を促すよう支援します。また、利用者や相談者に提案や助言を行いつつ、各機関との協力体制が強化できるよう実践に取り組みます。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号(2桁): 55

あんしんすこやかセンター名: 板宿あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

・当センターにおける相談対応の窓口開設時間は、午前8時45分から午後5時45分としています。(土曜日・祝日は開設しています。)開設時間以外の夜間・休日においては、職員が転送電話を交替で持ち24時間相談対応できる体制を取っています。

・担当職員が不在の場合においても、他職員が対応できるよう、朝の申し送りや適宜ミーティングにおいてケースの情報をセンター全体で共有します。また、相談内容や支援経過をシステムやファイルにて作成し、鍵のかかる棚や外部のネット環境から遮断されたパソコンに保存することで、個人情報の保護にも十分留意します。

・緊急の場合は、緊急時対応マニュアルに基づき、事例によって緊急性を総合的に判断して、組織的かつ迅速に複数名の職員で対応するようにします。

### 2. 職員の配置について

・センター職員として、常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、さらに介護予防プラン作成の為、介護支援専門員を配置しています。

又、センター職員のうち、資格要件を満たす者を認知症地域支援推進員として兼務で配置します。

・職員の資質向上(専門性の確保)に努めるべく、神戸市や外部実施の研修を受講します。又、適宜センター内でのケース検討会議、勉強会や復講研修を行い、情報を伝達・共有いたします。

### 3. 総合相談支援業務について

・地域包括ケア実現のため、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、高齢者の心身の状況に応じて、生活の質の確保を目指し介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合い等に結び付けます。

・相談者が安心して相談できるよう、プライバシー等相談しやすい環境に配慮して、不安に傾聴し、寄り添いながら相談内容を把握し対応します。

・ふれあいのまちづくり協議会、民生委員等の地域団体主催の定例会・給食会・地域行事等の集いの場へ定期的に出席して、センターの役割の周知を改めて行い、相談しやすい関係づくりに努めます。

・高齢者を支えるネットワーク構築として、医療機関・薬局・商店・コンビニ・金融機関・教育機関・不動産会社等、圏域内の社会資源を把握・整理して、小地域連絡会を開催します。

・年4回の介護リフレッシュ教室開催を通して、介護家族に対する身体的精神的負担の軽減、介護者同士の交流の場づくりに努めます。

・継続的に個別事例を積み上げ、地域住民の声や日々の業務からセンター圏域の典型事例の気づ

きを増やし、地域の高齢化率の推計・世帯形態のデータや地域の情報等で裏付けたうえで、住民と共に取り組んでいきます。

・こども・若者ケアラーの存在や発見時の相談先などについて地域や各関連事業所等に周知します。地域や各関係機関等から情報収集を行い、「チェックシート」を活用することで、こども・若者ケアラーの早期発見に努めます。

・子どもとして守られるべき権利を保障するため、発見した際は、実態を把握し、本人に同意を得た上で各関係機関に情報共有させて頂き、必要な支援に繋がります。

#### 4. 権利擁護業務について

・高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心した尊厳ある生活が維持することができるよう、センター職員は総合相談からつながる全ての支援の全過程において、権利擁護の視点に基づいて関わります。

・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、利用が必要な地域住民に対して、適切なサービスや関係機関につなげるよう支援いたします。

・神戸市高齢者虐待防止の手引きを遵守し、虐待の発生状況にあわせて、区役所等、各関係機関との連携を図り、迅速かつ的確に対応をしていきます。

・成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害等の権利擁護に関して、地域住民や相談通報者となる機会のある民生委員・介護保険サービス事業所に対して、チラシやパンフレット等を用いて説明いたします。さらには、地域行事・研修会などにおいて、積極的に啓発することで、予防・早期発見・被害拡散防止に努めます。

・消費者被害をセンターが把握した場合は、神戸市介護保険課、区役所への報告、神戸消費者生活センターへの情報提供、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、迅速に対応いたします。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・日常より居宅介護支援事業所に適宜、連絡を取り合う等して介護支援専門員が相談しやすい関係づくりに努めます。

・個々の介護支援専門員が多職種多機関と連携を取りながら高齢者を支える活動を行えるよう地域団体、各関係機関との連絡会、地域ケア会議を開催します。

・支援において困難を感じた介護支援専門員に対して、必要に応じて同行訪問、ケース検討会議、個別地域ケア会議を開催します。

・圏域の介護支援専門員を支援する為に、えがおの窓口連絡会を開催して、タイムリーな情報交換の場、学びの場を提供します。又、アンケートを実施して介護支援専門員のニーズを把握することにも努めます。

・区役所、区内 8 センターの主任介護支援専門員連絡会世話人等と協働で研修を開催して、区内の主任介護支援専門員の資質向上に対する支援の場を提供します。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・地域の高齢者に対して、地域行事等でパンフレット『いきいきはつらつ自分らしく』の配布・説明を行い積極的にフレイル予防、介護予防に関する普及啓発活動に努めます。

・本人、家族、主治医、民生委員等の地域支援者といった様々な経路から、介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。介護サービスのみならず、地域団体

が主催している介護予防の行事・イベント等のインフォーマルサービスも紹介いたします。

・要支援 1・2、生活機能の低下が見られた方（事業対象者）を対象に、本人の意思を尊重し、心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン（介護予防サービス・支援計画表）の作成を行い、マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実施いたします。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

・各地域で定期開催する小地域支え合い連絡会（地区民生委員児童委員協議会を単位）において、地域に密着した支援、情報交換、地域や高齢者のニーズの把握、地域課題についての話し合いを行います。必要に応じて、区社協の生活支援コーディネーター、センター職員、関係者にも参加を依頼し、地域支援者が見守りしやすい環境づくりを支援します。

・つどいの場支援事業等を活用して社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が主体となって地域貢献・コミュニティづくり、また介護予防に資する活動を行うグループの結成・育成を行っていただけるよう支援し、住民相互での見守り・支え合える地域づくりの推進に努めます。そして、圏域内で実施したアンケートの結果などをもとに地域のニーズを勘案し、集いの場作りの支援等を行っていきます。

・地域での見守りが困難な地域・高齢者に対して、公的福祉サービスにつなげ、地域での見守り体制が整うまでの間、センター職員による暫定的な訪問活動を行います。

・須磨区地域支え合い支援者連絡会発行『赤灯台』を各地区民生委員・児童委員協議会に配布して、地域高齢者に対して民生委員等を通じて、定期的な情報提供を行います。

・協力事業者による高齢者見守り活動と日常より連携を取り、通報があった場合には速やかに民生委員や関係機関と協働で安否確認対応を行います。

・区社協・区内 8 センターの地域支え合い推進員による企画・運営にて、すまっぷコスモス～地域支援者によるボランティア交流会～を年 1 回開催し、地域支援者が交流し情報交換ができる場を設け、コミュニティ作りへの支援を行います。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

・認知症にやさしいまちづくりに向け、地域全体で認知症の人を支える取り組みを地域に根付かせることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として地域や関係機関・教育機関に対して働きかけ、「認知症サポーター養成講座」等の勉強会を開催します。高齢者声かけ訓練を圏域内で実施できるように、住民・関係機関とも話し合い、地域住民が支え合える地域づくり、認知症ネットワーク構築の発展に努めます。

・認知症の人やそのご家族が安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、「高齢者安心登録制度」「神戸モデル」の円滑な活用に向けて、「神戸市認知症ケアネット（ケアパス）」等のパンフレットを配布、個別面談での情報提供、地域行事・集いの場等で啓発や支援を行ないます。

・支援困難であるケースに対しては、必要に応じて、認知症初期集中支援オレンジチーム等の関係機関と連携を図り、早期介入・受診につなげます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

・センター職員は、地域団体が主催する地域行事・定例会に積極的に参加して、日頃より民生委員、ふれあいのまちづくり協議会等の地域支援者と相談しやすい関係づくりに努めます。

・民生委員・友愛訪問ボランティアによる地域見守り活動の協力をいたします。必要に応じて、

個人情報保護に十分配慮した上で、同行訪問や情報共有を行います。

・地域団体に対して、介護保険制度、介護予防、認知症、権利擁護に関する啓発を目的とした出前トーク、勉強会を行います。

#### 10. 医療機関との連携について

・地域住民が疾病を抱えても住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けていくために、医療・介護の関係機関が連携して、包括的及び継続的な在宅医療・介護の提供を一体的かつ円滑に行えるよう、地域ケア会議等を開催し、ネットワーク構築の強化に努めます。

・介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待、認知症等の個別ケースの支援において日頃より医療機関・主治医、薬局等との連携を図り情報共有に努めます。

・医療介護サポートセンター主催の研修へ定期的に参加し、医療に関する知識・情報を学び、専門性の向上・研鑽に努めます。

・区役所、区内 8 センターの看護師・保健師による看護ステーションとの連絡会を開催することで、相互の役割・価値観を理解し合い、相談・連携しやすい関係づくりに努めます。

#### 11. その他関係機関との連携について

・現在、高齢化率が年々上昇しているが、同時に地域支援者の高齢化も課題とされており、現状の地域見守りネットワークだけでは限界があることから既成概念にとらわれないネットワークの重層化・新たな担い手の創出が必要不可欠となっています。教育機関、コンビニ、商店、寺社などこれまで十分に連携を図れていなかった社会資源に対して、センターの広報・啓発を行い、将来の新たな資源開発を目指します。

・緊急時の対応を円滑に行うために、地域ケア会議や地域行事等を通じて、日常より警察・消防とも相談しやすい関係づくりに努めます。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

以下について留意いたします。

①要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止

②介護予防ケアプラン作成の予約禁止

③特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止

④センター業務以外の報告・営業活動の禁止

⑤センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止

⑥センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと

⑦センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービス利用を不当に誘引しないこと

⑧居宅介護支援事業所を選定する場合、『ハートページ』等を活用して、地域住民が主体的に選択できるよう配慮すること



## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：56

あんしんすこやかセンター名：離宮あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

相談窓口の開設時間

月曜日から金曜日（祝祭日を含む）：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

土・日・業務時間外の緊急時対応：当番職員の配置、及び宿直代行員からの連絡で24時間対応を行っている。

### 2. 職員の配置について

職員配置

7人：主任介護支援専門員（指定介護予防支援事業所管理者）・保健師・社会福祉士  
地域支え合い推進員・ケアプランナー（専従1名、兼務1名）・事務職員

### 3. 総合相談支援業務について

・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。

・センターから遠く、公共交通機関が不便な地域を対象として、定期的に出張相談窓口を設け、地域住民に相談機会が得られるよう努めます。

・高齢者についての相談が早期にセンターにつながるよう、地域でセンターの役割を広報します。特に、地域の目が届きにくい高齢者、見守り拒否者、高齢者と同居する世帯・高齢者を有する世帯や子どもやその親等多世代に周知・啓発を行います。

・相談後も継続的・専門的支援につながるよう、近隣住民や関係機関と連携できるネットワーク作りを行っていきます。地域住民や協力事業者等との連携については個人情報に配慮しながら対応します。

### 4. 権利擁護業務について

・高齢者の人権を守るため、地域や行政機関と共に権利擁護（消費者被害・虐待等）の広報や啓発活動を行います。

・地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援では十分に問題解決ができないもしくは適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対して、専門的・継続的な視点から支援を行います。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・小地域連絡会や勉強会等を定期的開催し、圏域内の介護支援専門員間のネットワークづくりや、新たなサービス等の情報発信や、問題解決能力を身に付ける事が出来るように支援しま

す。

- ・困難事例に対しては、ケースカンファレンスへの参加や同行訪問、地域情報の提供などを通して、多角的な視点が持てるように、介護支援専門員が問題解決能力を高める事ができるように支援します。主任介護支援専門員に対しても、後方支援できるように協力体制を整えます。
- ・主任介護支援専門員や介護支援専門員に対して、行政機関、地域など関係機関との連携が円滑に行えるよう、センターの機能や役割についての情報提供を行います。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・全ての高齢者を対象とし、介護が必要とならないように介護予防につながる資源の情報提供を行う等、必要な機関への橋渡しの支援を行います。
- ・個別のケースに対応した支援が出来るよう、インフォーマルサービスや社会資源の把握に努めます。
- ・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。
- ・相談後も継続的・専門的支援につながるよう、近隣住民や関係機関と連携できるネットワーク作りを行っていきます。地域住民や協力事業者等との連携について個人情報に配慮しながら対応します。
- ・介護予防利用者において、心身の状態に応じたサービスの選択や介護予防に効果的な指導が受けられるよう、必要に応じて神戸市のリハビリ専門職の同行訪問を依頼します。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域行事に参加し「支え合い」「社会参加」の啓発を行っていきます。また地域の特性を活かしながら、高齢者のみならず多世代間でも一緒に参加することができる住民主体の介護予防活動を支援します。
- ・地域拠点型一般介護予防事業、居場所づくり型一般介護予防事業の立ち上げ支援、開催時の訪問・センター啓発を行っていきます。
- ・コミュニティサポートグループ育成支援事業を活用し、地域のコミュニティ作りや互助グループの結成を支援します。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市独自の「認知症神戸モデル」を、必要に応じて案内を行い、医療介護サポートセンターや認知症初期集中支援チームとも連携し、早期の受診に繋がるように、支援していきます。
- ・多世代の地域住民が、認知症を「我が事」として捉えることができるように、地域のカフェや児童館等多世代が集まる場等に出向き、啓発活動や勉強会を行います。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・個人情報保護に配慮した上で、地域の医療機関や介護支援専門員、民生委員と連携を強化し、高齢者に関する情報の共有化をすることにより「地域包括ケアシステム」構築を推進します。
- ・高齢者に関する関係者の理解と認識を深めるため、連絡会や勉強会を通じて、介護予防、認知症や権利擁護などの情報提供や消費者被害について注意喚起を行います。

#### 10. 医療機関との連携について

在宅の高齢者、病院を退院することに不安を持っている高齢者や介護者を支援するため、地域の開業医や調剤薬局、病院の医療連携室の看護師・ソーシャルワーカー等との連絡を密に行っていきます。また、在宅高齢者の受診や入院に際して、早期治療に繋がられるよう、情報提供を行っていきます。

#### 1 1. その他関係機関との連携について

・地域高齢者等の支援ニーズの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの啓発を必要に応じて行い、地域でも見守りや早期対応が出来るよう、地域住民、警察、金融機関、地域の商店などに対して、認知症に関する情報やセンターの役割について周知を行います。

#### 1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

要支援、要介護認定申請代行の勧誘やサービスの利用を不当に誘引することの無いよう、また介護予防支援、介護予防ケアマネジメント利用者が要介護状態となった場合に、利用者の希望を考慮せず特定の指定居宅介護支援事業者に選択が偏ることの無いよう、公正中立な運営を行います。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：57

あんしんすこやかセンター名：たかとりあんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

4職種と見守り推進員、介護予防プラン専任の介護支援専門員を配置し、職員間の密接な連携により職員の不在時間をなくすとともに、夜間や休日においても職員が携帯電話を持ち帰り相談に応じます。また、土曜日・祝日も通常営業し、市民からの相談に常時応じることのできる運営体制を確保します。

### 2. 職員の配置について

- |              |                  |        |    |
|--------------|------------------|--------|----|
| ・管理者（兼務）     | 1名               | ・看護師   | 1名 |
| ・主任介護支援専門員   | 1名               | ・社会福祉士 | 1名 |
| ・地域支え合い推進員   | 1名               |        |    |
| ・介護支援専門員（専任） | 3名（介護予防プラン作成のため） |        |    |

### 3. 総合相談支援業務について

- ・地域の高齢者や介護者などから在宅介護、日常生活、介護保険外サービス、介護保険制度等に関する相談、その他総合的な相談に応じ、必要なサービスに繋げることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。
- ・専用の相談室を設け、落ち着いた雰囲気での相談に応じるとともに、施設や福祉サービスに関する資料を整理、分類し、市民にわかりやすく説明します。
- ・来所が難しい方には自宅訪問や、地域の要望に応じて出張相談会を開催し、相談に応じます。
- ・センター職員が、ICTの活用がスムーズに行えることで、情報の共有や業務の効率化が図れるようにセンター内で学習を継続します。
- ・「神戸市子ども・若者ケアラー」について、マニュアルをよく読み、圏域内の民生委員児童委員協議会及び、居宅介護支援事業所等に対して、パンフレットを配布し広報啓発を行います。また、子ども・若者ケアラーを発見した場合、行政機関に速やかに報告し一緒に支援を行っていきます。
- ・昨年度、小学校で6年生を対象に「神戸市子ども・若者ケアラー」について広報することができました。今年度も学校から依頼があれば出向くとともに働きかけも行っています。

### 4. 権利擁護業務について

- ・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など、権利擁護に関する制度について、リーフレット等を活用して、相談者にとってわかりやすい説明に努め、適宜、助言や専門機関への橋渡しを行います。

- ・民生委員、友愛訪問ボランティア、地域住民を対象に、ネットワーク会議や給食会等において、権利擁護に関する広報啓発を定期的に継続して行います。
  - ・高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者が社会的孤立に陥らないような支援について、今後もセンターの定例会や会議の場で話し合っていきます。
  - ・コロナ禍における虐待や権利擁護にかかる困難ケースについて、さらに分析を深め災害時等にも応用できる強いネットワークづくりを考えていきます。今年度は本区エリアにて、訪問介護事業所や通所介護事業所向けにコロナ禍特有の虐待要因について研修会を開催します。
  - ・地域で多数発生している特殊詐欺や悪質商法に関する相談に積極的に応じ、警察署、神戸市消費生活センター等の関係機関と連携強化を図ります。地域に向け被害の防止啓発を今後も続けることはもちろん、支援関係者が集まる場に現場の警察官に来てもらう等、消費者被害の撲滅に向けて重層的かつ具体的に動きます。
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員とは日頃から相談しやすい関係をつくり、日頃の活動で抱える様々な問題点や疑問点を共有し、解決に向かうよう一緒に整理します。困難事例にはケースカンファレンス等の提案を行い必要に応じて一緒に訪問をします。
  - ・福祉や医療のサービス事業所の連絡会に参加し、介護支援専門員が多機関多職種とスムーズに連携できるよう支援を行います。また、地域ケア会議を通じて介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。
  - ・昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、対面でのえがおの窓口連絡会の開催が困難な中、1回開催する事ができました。このような状況の時でも、介護支援専門員の孤立を防ぎ、技術の向上を図るため、ICTツールを活用し、円滑な情報共有ができるよう努めていきます。
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
- ・予防給付に関わる介護予防支援事業者としての指定を受け、適正な介護予防サービスの提供が確保されるよう予防給付のケアマネジメント業務を専任で行う介護支援専門員を3名配置し、かつ一部を居宅介護支援事業者に委託し、適切な指導を行います。
  - ・介護予防を推進していくために地域の連絡会や給食会、ふれあい喫茶等インフォーマルサービスへ出向き広報啓発を行っていきます。
  - ・事業対象者等については、「フレイル改善通所介護サービス」への参加を促し、介護予防についての意識付けを図っていきます。
  - ・昨年度に引き続き新型コロナウイルスにより、外出を控えたことでフレイル状態になった高齢者からの相談が増えています。そのような高齢者に対して、迅速にサービスにつなぐことでフレイル改善を図っていきます。
  - ・新型コロナウイルスの感染予防に気を付けながら、つどい場等に出向き広報チラシ等の配布等によりフレイル予防の広報啓発を行う事で、フレイル予備群をつくらないように努めます。
  - ・災害時において、高齢者の支援を公助だけで担うことは困難であることから、高齢者にも自助の意識を持ってもらうため、マイケアプランに緊急連絡先や緊急避難先の記載を徹底します。また、サービス事業者等にも、災害時に活用してもらえるようにサービス担当者会議等で確認をしていきます。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地区民児協単位で行う小地域支え合い連絡会や、より小規模な単位で行うネットワーク会議において、感染予防に配慮し情報共有や意見交換を行います。今年度は36回の開催を予定しています。
- ・地域で見守り困難な事例等については、地域支援者と同行訪問を行い問題解決に向けて取り組みます。
- ・地域の行事や集い場に積極的に参加する事で、地域の困りごとを敏感に察知し潜在的かつ複合的な課題について整理し、各職種と連携しチームアプローチで課題解決に取り組みます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ認知症の理解を深め、要望があった地域については「高齢者声かけ訓練」につなげていきます。
- ・認知症（若年性認知症含む）の相談があった場合は、早期診断・早期支援に結びつけるため、パンフレットを活用し制度の説明を行うとともに、適切な相談窓口等、関係機関につないでいきます。
- ・認知症神戸モデルを広く知ってもらうために、引き続き広報啓発を行い認知症の早期発見・早期治療に結びつくように努めます。
- ・今年度は、昨年度新型コロナウイルス感染症により開催ができなかった「高齢者声かけ訓練」を開催し、地域の方に認知症についての知識を広めていきます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・地区民児協で行う小地域支え合い連絡会には、新型コロナウイルスの感染予防に気を付けて、センター4職種が交代で参加し民生委員と情報共有・意見交換を行います。また、見守り活動に役立ててもらうため、認知症啓発や感染症予防・消費者被害等の情報提供を行っています。
- ・支え合い推進員を中心に、茶話会・給食会等の地域の集い場に定期的に参加し、情報交換等をする事で民生委員等が気軽に相談できる関係作りに努めます。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・介護予防ケアマネジメントの実施にあたり、適切なアセスメントや明確な目標が設定されたものが策定できるように医療機関との連携を図っていきます。
- ・各医療機関の地域連携室等からセンターへの問い合わせや相談が増えています。引き続き高齢者の退院支援や、住み慣れた地域で再び自分らしく暮らせるように退院前の早い段階から、実務者レベルで医療・福祉の連携強化に努めていきます。
- ・地域の身近な医療機関（かかりつけ医）を訪問し、センターの活動を知ってもらい、顔の見える関係づくりに努めます。
- ・地域ケア会議では、三師会に案内を行い医療機関と連携を図って行きます。
- ・須磨区医療介護サポートセンターや認知症初期集中支援チームと連携を図り、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- ・引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みや、感染が疑われる場合の

連絡先の周知などを継続し、ワクチン接種の援助や相談に応じていきます。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・地域ケア会議や個別支援事例を通じて、市・区役所、警察署、消防署、区社協、医療介護サポートセンター、障害者地域生活支援センター、介護サービス事業者、住宅管理会社、宅配事業者と連携を密にします。積極的に会議・研修会に参加することにより関係機関・団体との円滑な連携・協力関係を築いていきます。
- ・高齢者が多い場所(郵便局やコンビニ、喫茶店や商業施設など)に年1回以上訪問し、認知症の成功事例も交えて、センターの役割や活動について紹介し情報交換、連携強化を図っていきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・センター事業の実施にあたり、高齢者に提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、神戸市のパンフレット等を活用し、複数のサービス事業者を紹介したうえで相談者の自主的な選択を尊重した相談援助業務を実施します。
- ・当センター併設の事業所と区分するため、専用電話回線を使用するとともに、専用の相談室を設け、高齢者の公正かつ中立な相談援助業務を行います。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 58

あんしんすこやかセンター名：西須磨あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」に基づき、「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態」を目指して、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちを目指し、「地域ケア会議」等を開催し、有機的に地域住民や関係機関との連携を図りながら様々な課題解決に取り組みます。
- ③ 地域に根付いたセンターを目指し、独自で作成している「西須磨あんしんすこやかセンターリーフレット」等を活用し、地域住民や関係機関に対してセンターの存在と役割を継続的に周知していきます。
- ④ 職員の資質の向上（専門性の確保）を図るため、神戸市の必須研修・外部研修に積極的に参加し、センター内での伝達研修を主体的に行います。
- ⑤ 緊急時等の相談に対応するため、運営管理者の責任下で作成した緊急対応マニュアルに基づき、管理者を中心に体制を整備します。
- ⑥ 個人情報保護の意識化のため、個人情報取扱事務チェック表により定期的に業務のチェックを行う機会をつくります。
- ⑦ 施設の日直・宿直者等の対応も含めた24時間連絡体制を確保します。
- ⑧ 市民の方が相談しやすい体制づくりの一環として、平日（月～金曜日）、第2・第4日曜日を開所日とします。またアウトリーチ（出張相談）機能の強化を意識的に取り組みます。
- ⑨ 制度紹介やセンター業務・活動報告等の広報や情報発信を目的とした『西須磨あんしんすこやかセンター便り』を定期的に発行します。

### 2. 職員の配置について

- ① 包括的支援業務と指定介護予防支援業務を両立するため、必要な人員体制を整えます。
- ② 運営にあたってはチームアプローチを意識し、職員全員で求められている役割・機能が円滑に実施出来るよう取り組むこととします。定期的な全職員ミーティングと、毎朝朝礼時の4職種によるケース共有に加え、4職種ミーティングを実施して常に情報共有・課題検討を行い、共通の認識を持って問題解決に当たります。
- ③ 緊急事態に応じて、適宜職員の勤務体制を変更する等の柔軟な対応を行っていきます。

### 3. 総合相談支援業務について

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が継続できるよう、高齢者やその家族の相談に対して、適切な機関・制度・サ



ービスの情報提供をし、継続的に介護予防や日常生活の自立を支援していきます。加えて、対象者の弾力化に向けて適宜対応していきます。

- ② 相談対応が適切、且つ継続的に実施されるよう、職員全員が相談状況を共有出来るように努めます。
- ③ コロナ禍で浮かび上がってきた（センターでは捉えきれていなかった）、潜在的な課題を地域診断を用いてタイムリーに把握し、地域づくりに還元していきます。
- ④ 適切な情報提供が行えるように、地域資源の情報収集に加え、センター業務（センター一般、成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止、介護予防普及啓発）に関する情報を更新していきます。
- ⑤ 地域住民・関係機関に対して「こども・若者ケアラーの支援について」「ひきこもり支援事業」の広報・啓発に努めます。また、相談対応において「こども・若者ケアラーを発見する視点」を持ちながら、必要時はセンター内で情報共有・整理し、適切な支援に繋いでいきます。

#### 4. 権利擁護業務について

- ① 高齢者虐待対応の手引きに基づき、虐待の発生状況に応じて、行政、その他関係機関との連携により、適切な対応を行います。
- ② 支援困難事例（重点支援事例）の相談については、初動期段階から4職種が情報を共有し、必要に応じた役割分担によって包括的な支援を行います。必要に応じて関係者とカンファレンスを開催（参加）し、方針を定めて適切に対応します。
- ③ 成年後見制度、消費者被害防止について地域住民、地域団体に広報・啓発します。
- ④ 圏域内の関係機関（サービス事業所、民児協等の地域団体、地域の集い場の参加者等）に対して高齢者虐待防止リーフレット（須磨区版）を配布し、高齢者虐待の基本的な考え方やその通報機関について、広報・啓発します。
- ⑤ 消費者被害につながる可能性も含めセンターが情報を把握した場合は、行政への報告と必要に応じ消費生活センターへの情報提供を行います。地域住民への注意喚起については警察とも連携を図って実施します。圏域のケアマネジャーにも警察からの情報を随時共有し、地域の高齢者の見守り体制を強化することを継続します。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が継続できるように、介護・医療・生活支援・住まい・介護予防の充実を意図する関係機関・地域団体等が参加する「地域ケア会議」を開催します。顔の見える関係づくりやお互いの役割理解が深まる有効な場と成り得るように取り組むことで、災害時対応や感染症拡大防止対策等において連携を図ることが出来るように努めます。
- ② ケアマネジャーからの相談やセンター対応の困難事例に関して、「地域ケア会議」において自立支援の視点をもって再アセスメント・検討することで個別課題の抽出を行い、地域課題の発見につなげていきます。
- ③ 圏域内におけるケアマネジャー交流会（意見交換会）、ケアマネジャー及び事業者向け研修会を開催することで、センターとの顔の見える関係づくり・信頼関係を構築すると共に、ケアマネジャー同士の連携を図ります。
- ④ 須磨区内主任ケアマネジャー同士で協働し、ケアマネジャー及び事業者向け研修会の開

催や須磨区内の主任介護支援専門員連絡会の活動支援を行います。この活動により、介護支援専門員が地域に対してのネットワーク構築に主体的に取り組み、個々の（介護支援専門員に対する）支援体制の整備を通じて、須磨区全体の更なる専門性の向上を目指します。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 新規申請者の認定後のフォローを必要に応じて行います。
- ② 委託の依頼や要介護者の移行をスムーズに行うため、えがおの窓口との相互支援関係作りを行うとともに、えがおの窓口が委託ケース受け入れ困難な状況を確認し、適宜、行政に報告し改善策の検討に向けてはたらきかけを行います。
- ③ 地域の高齢者がフレイル対策を含めた介護予防の重要性を認識し取り組みを行えることを目的とした普及啓発を行ないます。そのためにフレイル予防支援事業に関する情報収集を行い、地域住民に対してフレイル予防・改善に関する取り組みの実施や繋がり強化に向けて、地域の「担い手」や「つどい場」の発掘や活用に努めていきます。
- ④ 介護予防ケアマネジメント様式に関する書類を活用しながら、アセスメントの充実を図り、「介護予防サービス・支援計画（マイケアプラン）」の作成においては、介護保険上のサービスに加え、居場所づくり型一般介護予防事業・住民主体訪問サービス・地域拠点型一般介護予防事業等の地域での様々な健康づくりや社会参加の取り組み（インフォーマルサービス）との連携も図っていきます。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 地域への見守り活動を行ってきたことを基礎とし、今まで同様地域に出て、日頃から地域支援者や専門職との顔の見える関係作りに努め、見守り支援が必要な高齢者・閉じこもり傾向の高齢者の情報や地域の状況などを把握し、アプローチを実施します。同時に住民同士の支え合い・助け合いにつなげていけるように努めます。
- ② 須磨区地域支え合い支援者連絡会発行の「赤灯台」や当センター発行の「西須磨あんしんすこやかセンター便り」を、民児協・自治会・婦人会・NPO 法人、食事会等を通じて高齢者へ配布し、定期的な情報提供を行います。
- ③ 「地域支え合い連絡会」を定期的実施し、民生委員や友愛ボランティアの方々との交流を深め連携強化を図り、住民相互で見守りができるようなグループ結成、コミュニティづくりの支援につなげていけるように努めます。
- ④ 継続的に働きかけを行ってきている地域（集合住宅）の住民を対象とした集い場の開催に向けた後方支援の内容を再検討し、アプローチの方法を進化させます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 「認知症にやさしいまちづくり条例」に制定される「神戸モデル」の主旨についての理解を深め、市民に対しての広報に努めるとともに、認知症に係る相談対応力の強化に努めます。
- ② 支援困難な認知症の方に対して、早期介入・受診につなげるために、認知症初期集中支援チームとの連携を図ります。
- ③ 神戸市等の行政が開催する認知症地域支援推進員を対象としたスキルアップのための研修に参加し、センターとして認知症対応力向上を図ります。

- ④神戸市安心登録事業について、ケアマネジャーや地域の関係機関に情報発信を行い、必要性のある高齢者の登録を推進します。
- ⑤認知症についての知識と理解を広げるため、各関係機関に対し、「神戸市認知症研修」の開催を呼びかけ、声かけ訓練活動につなげていきます。
- ⑥介護者支援として「介護リフレッシュ教室」を年4回開催し、介護者同士の交流のほか、介護に関する情報発信を行ないます。また、広報・案内の方法を工夫し、「介護リフレッシュ教室」の周知に努めています。
- ⑦「神戸モデル」や「KOBE みまもりヘルパー事業」を関係機関・地域住民やご利用者の方に紹介し、必要機関との連携を行うことで、認知症の早期発見・早期治療につなげられるよう努め、認知症の方の生活サポートを実施していきます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ①民生委員児童委員協議会（以下、民児協とする）にセンター職員が出向き、3ヶ月に1回程度を目安に小地域見守り連絡会を開催します。
- ②小地域見守り連絡会では単身高齢者等や閉じこもり傾向にある方についての情報交換や地域課題についての話し合いを行い、把握した情報についてはセンター内で共有し必要に応じて見守り支援や公的支援につなげます。
- ③地域診断の内容を再検討するとともに、「地域ケア会議」より課題にあがった地域に対して、民児協や自治会と連携しながら『地域住民のつどいの場』や『フレイル予防事業を実施できる場』の立ち上げ支援・開催継続に向けた支援の拡充を図ります。また、民児協や自治会等の地域団体の活動に参加し、センターとの関係づくりに努めます。
- ④何らかの見守りが必要な高齢者に対して、公的福祉サービスや地域の見守りにつなぐまでの間、暫定的に見守り訪問活動を行います。

#### 10. 医療機関との連携について

- ①顔の見える関係作りをさらに強化し、相互に連携を取りやすくすることで対象者が病院からの退院時や各種施設から退居後の在宅生活をスムーズに移行できるように支援します。また、入院時や入所時の情報共有を心がけ、関係機関との連携に努めます。
- ②介護認定更新時や区分変更時以外でもケースを通じて各医療機関との連携を強化し、必要な情報の共有に努めます。
- ③須磨区内あんしんすこやかセンター保健師・看護師が主体的に取り組んでいる「訪問看護ステーションとの連絡会」を開催し、お互いの役割や立場を理解しながら顔の見える関係づくり・連携強化に努めていきます。
- ④『医療・介護サポートセンター』との関係構築と連携に努めます。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ①認知症高齢者への声掛け訓練、消費者被害防止に向けた啓発活動については、警察との連携を図り取り組むこととします。
- ②各専門機関等（障害サービス関係者、弁護士、司法書士、法テラス等の法律関係者、警察）とは個別ケースにおいて必要に応じて連携を図り、関係強化に努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 神戸市地域包括支援センター運営方針・運営要綱・事業実施要綱を遵守し、神戸市・区運営協議会関与のもと、適正な事業運営に努めます。
- ② 居宅介護支援事業所および居宅介護サービス提供事業所等の情報提供や選定に向けての支援については、利用者の意思を尊重し適切に対応します。

## 区地域包括支援センター運営協議会について

### 1 提案内容

本市では、平成18年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要領に基づき、区地域包括支援センター運営協議会（以下「区協議会」という）を運営している。運営内容は以下のとおりである。

（運営内容）

- 第4条 区内の地域包括支援センターの業務の公正・中立性を確認するため、各センターの運営状況について定期的に報告を求め、必要な場合、市協議会にとるべき対応について意見を述べること。
- 2 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 3 その他運営に関する事項。

平成18年度から地域包括支援センター運営協議会は区と市の両方で運営し、区協議会は区内の地域包括支援センター業務の公正・中立性を確認するため、年1回実施している。15年間是正案件がなく地域包括支援センターの公正・中立は確保されており、区協議会へ報告するのみの会議内容となっており形骸化しているとの意見がある。

また、平成27年度から地域包括支援センターの個別課題解決やネットワークの構築などのために地域包括支援センター及び区に地域ケア会議を設置している。区協議会委員より区地域ケア会議や地域包括ケアシステム会議に参加している委員と重複しているため、一本化してほしいと言った意見もある。

さらに、平成28年度から地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営評価を実施している。

そこで、区協議会で審議している内容については、市地域包括支援センター運営協議会（以下「市協議会」という）で審議し、区協議会は年1回の定期開催から公募にかかる圏域変更や地域から地域包括支援センターの運営で問題が生じた場合等に随時開催することとする。

なお、市協議会からの依頼に基づき、区協議会を開催できる仕組みを構築する。

## 2. スケジュール

- (1) 令和4年2月 令和3年度第2回 市協議会で提案
- (2) 令和4年8月頃 令和4年度第1回 区協議会で各区の意見集約
- (3) 令和4年9月頃 令和4年度第1回 市協議会で各区の意見まとめの上、  
審議

## 3. 運営協議会の介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」(老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)